

東村山市木造住宅耐震改修費助成の手引き

市では、木造住宅の耐震改修費用の一部を助成しています。

1. 助成対象住宅

下記のいずれにも該当するもの

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。
- 現に居住の用に供している木造一戸建ての住宅。（併用住宅の場合は建築物の延べ面積の2分の1以上が住宅の用途に供しているもの）
- 耐震診断の結果、lw（構造耐震指標）の値が1.0未満のもの。（1.0以上にする工事が対象）

2. 助成対象者

下記のいずれにも該当するもの

- 対象住宅を所有し、現に居住していること。（共有の場合は共有者全員の合意に基づく代表者）
- 市税を滞納していないこと。
- 助成の対象となる耐震改修について、他の助成などを受けていないこと。

3. 助成金の額

- 改修費用の2分の1に相当する額（千円未満は切り捨て）で、100万円を限度とします。
- 消費税仕入控除税額があるときは、耐震改修に要する費用から減額して申請してください。ただし、申請時に消費税仕入控除税額が確定していないときは、この限りではありません。
- 助成金の総額は、予算の定める範囲内とします。

4. 助成の制限

- 同一の住宅に対して1回限りとします。

5. 施工業者

- 建設業法の許可を受けて市内に事業所を有し、木造住宅の耐震補強に関する講習会等を受講していること。

手続きの流れ

I. 事前相談

助成を希望される方は、必ず事前に都市計画・住宅課（市役所本庁舎4階）へご相談ください。

II. 申請

「東村山市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書（第1号様式）」に「東村山市木造住宅耐震改修に係る消費税仕入税額控除確認書（第2号様式）」、下記（1）～（8）に掲げる書類を添えて、都市計画・住宅課まで提出してください。

- （1）耐震改修に係る費用の見積書の写し
- （2）助成対象住宅であることを証する書類（確認通知書等、併用住宅の場合は確認通知書等及び平面図等）
- （3）助成対象住宅の所有者であることを証する書類（登記簿謄本等及び住民票等、共有の場合は、さらに共有者全員の同意を示す書類も必要になります。）
- （4）助成対象住宅の耐震改修に係る設計図書の写し
- （5）耐震改修について共有者全員の合意を示す書面（助成対象住宅が共有の場合）

- (6) 施工業者の建設業許可証の写し
- (7) 木造住宅耐震補強に関する講習会等の受講者証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

Ⅲ.助成金交付決定

交付申請書を審査した後、適当と認めるときは「東村山市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書（第3号様式）」にて通知します。なお、施工業者との契約は助成金の交付を決定した後に行なってください。

Ⅳ.耐震改修工事の実施

- 申請内容を変更しようとするときは、「東村山市木造住宅耐震改修費助成金内容変更申請書（第5号様式）」を提出してください。
- 改修を中止するときは、「東村山市木造住宅耐震改修中止届出書（第7号様式）」を提出してください。

Ⅴ.完了報告書

耐震改修工事が完了したときは、「東村山市木造住宅耐震改修完了報告書（第8号様式）」に下記（1）～（5）に掲げる書類を添えて、都市計画・住宅課まで提出してください。

- (1) 耐震改修に係る契約書の写し
- (2) 診断機関が発行する耐震改修結果報告書の写し
- (3) 耐震改修費用を証する書類
- (4) 耐震改修の施工前、施工中及び施工後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

※助成金に消費税仕入控除税額が含まれているときは、「東村山市消費税仕入税額控除報告書（第9号様式）」を提出してください。

※申請を行なった同一年度内の、3月10日頃までに提出をお願いいたします。

Ⅵ.助成金額の確定

交付すべき助成金額を確定した後、「東村山市木造住宅耐震改修費助成金額の確定通知書（第10号様式）」にて通知します。

Ⅶ.助成金交付請求

助成金額の確定通知書を受理した後、「東村山市木造住宅耐震改修費助成金請求書（第11号様式）」を都市計画・住宅課へ提出してください。指定金融機関に口座振込します。

* 手続きの中で、偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

耐震改修工事後におけるご連絡

住宅の耐震改修工事を行なった場合、①②の税金が一部減免となる場合があります。詳細については

① 所得税の減免……………「税務署」

② 固定資産税・都市計画税の減免……………市役所本庁舎2階「課税課」 にお問い合わせください。

東村山市木造住宅耐震改修費用助成の流れ図

耐震診断の実施とその結果

lw（構造耐震指標）：1.0未満の場合

耐震改修費助成の事前相談

（耐震補強設計）

lw（構造耐震指標）：1.0以上にする工事が対象

施工業者の見積もり依頼

助成金の交付申請

（第1号様式）

助成金の交付決定

（第3号様式）

施工業者と契約

耐震改修の開始

耐震改修完了・完了報告書提出

（第8号様式）

審査

助成金額の確定

（第10号様式）

助成金の請求

（第11号様式）

助成金の受領

設計図をご用意ください。

耐震補強設計は助成対象外です。

施工業者（建設業法の許可を受けて市内に事業所を有し、木造住宅の耐震補強に関する講習会等を受講している）を選んでください。

助成金交付決定後に契約してください。

※交付決定前に契約されていると助成が受けられない場合があります。

※交付決定後、工事の内容に変更が生じた場合は変更申請をしてください。

助成金は耐震改修工事のみに対して助成するものですので、耐震改修工事部分とその他工事とは分けてください。

工事記録写真をきちんと撮っておいてください。（施工前・施工中・施工後）

耐震改修が完了したら速やかに完了報告書に必要な書類を添えて都市計画・住宅課へ提出してください。

請求書に必要な事項を記入して都市計画・住宅課へ提出してください。

指定金融機関へ口座振り込み